

静岡県ママさんバレーボール連盟規約

第一章 総 則

(名称)

第 1 条 本連盟は静岡県ママさんバレーボール連盟と称する。(以下、本連盟と称す)

(事務所)

第 2 条 本連盟は事務所を連盟理事長宅に置く。

(目的)

第 3 条 本連盟はバレーボールに関する活動を振興して静岡県下における女性相互の親睦、協調、心身の健康を図ると共に生涯スポーツにつなげることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本連盟は第 3 条の目的を達成する為に次の事業を行なう。

- (1) 各競技大会の開催
- (2) 講習会及び研修会の開催
- (3) 一般社団法人静岡県バレーボール協会に属しママさん専門部としての業務を担当
- (4) その他必要と認める活動

(機関の設置)

第 5 条 本連盟に下記の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 三役会
- (4) 監事

2 県内を東部、中部、西部の 3 地区に分け、連携して目的の達成を図る。

第二章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 本連盟の目的に賛同して登録した団体(以下、「登録チーム」と称す)の構成員を会員とする。

2 会員に関する事項は、本規約に定めるもののほか、別に定める会員細則による。

(入会)

第 7 条 本連盟に有効に登録されたチームに所属することにより成立する。

2 個人としての入会は、第 20 条第 2 項により理事会の承認、総会の議決を得なければならない。

(会費)

第 8 条 登録チーム、個人会員は、総会において定める一定額の登録料を年ごとに納入する義務を負う。

(退会)

第 9 条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員細則に定める退会事由の発生
- (2) 会員本人の退会の申出
ただし、すでに支払った会費の払い戻しはしない。
- (3) 死亡
- (4) 除名

第三章 総 会

(開催)

第 10 条 本連盟の通常総会は毎年 1 回、年度終了後に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

2 会長は、会員の 3 分の 2 以上から要求があった場合は、臨時総会を開催しなければならない。

(構成)

第 11 条 総会は、登録チームより選出された会員（以下「代議員」と称す）1 名と本連盟役員により構成する。

2 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 12 条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 各事業年度の事業報告・決算報告
- (2) 規約の変更
- (3) 役員・監事の選任及び解任
- (4) 会員の除名
- (5) 解散
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、この規約に定める事項

(招集)

第 13 条 総会は会長が招集する。

(議長)

第 14 条 招集者である会長がこれにあたる。ただし会長に事故若しくは支障があるときは、理事会で定めた順序に従い他の理事がこれにあたる。

(委任状)

第 15 条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該代議員は委任状を本連盟に提出しなければならない。

(成立)

第 16 条 総会は、委任状と出席代議員が代議員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(決議の方法)

第 17 条 総会の議決は、出席代議員と委任状の総数の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、会員の除名についての議決は、正当な理由があるときに限り、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び総会出席者から指名された議事録署名人 2 名が署名し、これを 5 年間連盟事務所に保管するものとする。

第四章 役員

(役員の設置等)

第 19 条 本連盟に下記の役員を置く。

- (1) 会長 会員の中より 1 名
- (2) 副会長 会員の中より 3 名以内
- (3) 監事 会員の中より 若干名、但し理事・副理事を兼ねてはいけない
- (4) 理事 連盟の業務に精通している会員 30 名以内
- (5) 理事長 理事の中より 1 名
- (6) 副理事長 理事の中より 若干名
- (7) 常任理事 理事のうち若干名を業務執行責任者とし、常任理事とする
- (8) 副理事 30 名程度

(役員の選任)

第 20 条 会長、副会長、理事、副理事は、選考委員会で推挙し、理事会での承認、総会での議決により選任する。

- 2 会長は必要に応じて会員以外から理事を指名することができ(会長指名理事と称する)、理事会での承認、総会での議決により選任する。
- 3 監事は理事会において役員以外の者を推挙し、会長がこれを委嘱する。

(名誉会長及び顧問・参与・相談役)

第 21 条 本連盟に名誉会長 1 名、顧問・参与・相談役を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長・顧問・参与・相談役は選考委員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

(選考委員会の設置)

第 22 条 役員改選前年には、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会については、別に定める選考委員会細則による。

(役員の職務権限)

第 23 条 会長は、本連盟を統括し且つ代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、本連盟の業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、本連盟の事業を協議、執行する。
- 6 副理事は、理事を補佐する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、本連盟の業務と会計を監査する。

(役員の任期)

第 25 条 役員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会終結までとする。但し、再任は妨げない。

- 2 欠員補充による役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 任期途中に会員で無くなった場合、残存期間は継続を可能とする。

第五章 理 事 会

(構成)

第 26 条 理事会は、会長が招集し、会長、副会長、理事、副理事をもって構成する。

- 2 理事会の業務を効果的に果たすため、常任理事会を置き、理事会に提出する試案の審議及び緊急事項を審議・執行する。
- 3 常任理事会は、常任理事により構成され、理事長が招集する。
- 4 常任理事会には、必要に応じて参考人を入れることができる。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 事業計画・予算に関する事項の決定
- (3) 細則・規定の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (4) 前各号に定めるもののほか本連盟の業務執行の決定
- (5) 会長・副会長・理事長・副理事長・理事・副理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 28 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年 3 回開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事、監事から要求があったときに開催する。

(決議の方法)

第 29 条 理事会の決議は、理事会構成員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

第六章 三役会

(構成)

第 30 条 三役会は、会長、副会長、理事長、副理事長で構成する。なお、必要に応じて、議案の関係者に出席を求める。

(権限)

第 31 条 三役会は、本連盟の緊急かつ重要な議案等を審議、決定する。

(開催)

第 32 条 三役会は、会長が招集し、議長を指名する。

- 2 決議事項は、常任理事会、理事会に報告する。

第七章 委員会

(設置)

第 33 条 本連盟に総務委員会、競技委員会、審判委員会、シニア委員会の 4 部門を常設委員会として設置する。

- 2 その他の委員会は、必要に応じ常任理事会において決定し、設置する。

(構成)

第 34 条 各委員会には、委員長、副委員長等必要な職務を任命する。

(業務)

第 35 条 各委員会は、本連盟の事業を円滑に執行するために必要な業務を行う。

第八章 会計

(経費支弁の方法)

第 36 条 本連盟の経費は、登録チームからの連盟運営費、大会参加費、賛助金、その他の収入をもってこれに当てる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 連盟の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。また通常総会にて承諾を要する。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本連盟の事業報告及び会計決算は、毎年度終了後に理事長が決算書を作成し、監事の監査を経た上で、通常総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 39 条 本連盟の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(計算書類の備置き)

第 40 条 本連盟は、各事業年度に係る損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属証明書（監事の監査報告書を含む）を、5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

付則

本規約は、昭和 49 年 5 月 制定
令和 3 年 5 月 9 日 改定
令和 6 年 5 月 6 日 改定